

○広島大学学術・社会連携室(産学共同研究オフィス)利用内規

(令和元年10月9日理事(社会産学連携担当) 決裁)

広島大学学術・社会連携室(産学共同研究オフィス)利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学学術・社会連携室(産学共同研究オフィス)(以下「オフィス」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の資格)

第2条 オフィスを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 広島大学(以下「本学」という。)の職員
- (2) 本学の学生
- (3) 学術・社会連携室が行う業務の参加者
- (4) その他理事(社会産学連携担当)(以下「理事」という。)が利用を認めた者

(利用の期間)

第3条 オフィスを利用できる期間は、原則として3年を限度とする。ただし、年度ごとに利用状況を確認し見直しを行うものとする。

(利用の申請)

第4条 オフィスを利用しようとするときは、広島大学学術・社会連携室(産学共同研究オフィス)利用申請書(以下「申請書」という。)(別記様式)を提出し、理事の承認を得なければならない。

2 第2条第2号、第3号又は第4号に該当する者が利用しようとするときは、その者の教育研究について責任を持つ本学の教員が申請するものとする。

(利用の承認)

第5条 理事は、前条の申請が適当であると認めたときは、これを承認し、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更の承認)

第6条 前条の承認を得た者が、申請書の記載事項を変更しようとするときは、改めて理事の承認を得なければならない。

2 前項の変更の承認については、前2条の規定を準用する。

(実験室の使用)

第7条 オフィスの利用を承認された者(以下「利用者」という。)は、割り当てられた実験区域内で実験を行うものとする。

(報告等)

第8条 理事は、必要に応じて利用者に対し、利用状況等について報告を求めることができる。

2 利用者は、教育研究を終了又は中止したときは、速やかに理事に報告しなければならない。

3 利用者は、研究の成果を論文等により公表するときは、当該論文等にオフィスを利用した旨を明記するとともに、公表された論文等の写し1部を理事に送付するものとする。

(損害の弁償)

第9条 利用者が故意又は重大な過失により、施設又は備品等を損傷又は紛失した場合は、その損害を弁償するものとする。

(機器の搬入搬出)

第10条 利用者は、理事の許可を得て、教育研究に必要な機器等を搬入することができる。

2 利用者は、前項による機器等の使用を終了したときは、速やかに搬出しなければならない。

3 前2項に係る経費は、利用者の負担とする。

(利用者心得の遵守)

第11条 利用者は、別に定める利用者心得を遵守しなければならない。

(利用承認の取消し等)

第12条 利用者が、この内規に違反し、又はオフィスの運営に重大な支障を生じさせた場合は、理事は、その者の利用の承認を取り消し、又はその者の利用を一定期間停止することができる。

(雑則)

第13条 この内規に定めるもののほか、オフィスの利用に関し必要な事項は、理事が別に定める。

附 則

1 この内規は、令和元年10月9日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

2 広島大学産学・地域連携センター(産学共同研究オフィス)利用内規(平成22年4月1日産学・地域連携センター長決裁)は、廃止する。

3 この内規の施行の際現にオフィスを利用している者については、この内規により利用の承認を得ているものとみなす。